

○水口町立隣保館設置及び管理に関する条例

（昭和51年4月1日）  
（条例第22号）

改正 平成12年12月21日条例第67号

平成13年3月19日条例第9号

（設置）

第1条 地域住民の生活の向上及び社会福祉の増進を図り、健全な町民生活の育成を期するため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき、水口町立隣保館（以下「隣保館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 隣保館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
水 口 町 立 宇 川 会 館	水口町大字宇川1143番地

（事業）

第3条 隣保館は、第1条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 社会調査及び研究に関すること。
- (2) 相談事業に関すること。
- (3) 地域福祉事業に関すること。
- (4) 教育、啓発及び文化の向上に関すること。
- (5) その他町長が必要と認めること。

（職員）

第4条 隣保館に館長のほか必要な職員を置く。

（隣保館運営審議会）

第5条 隣保館に関する重要事項を調査、審議するため隣保館運営審議会を置く。

（使用の許可）

第6条 隣保館を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

（使用の制限）

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 建物及び付属設備を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。
- (4) 営利を目的とすると認められるとき。
- (5) 管理上支障があるとき。
- (6) その他、町長が適当でないとき。

（使用料）

は、使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規定に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

2 前項の規定により使用の許可を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、教育委員会はその責を負わない。

（使用料）

第8条 集会所の使用料の額及び納付の方法等は、水口町使用料及び手数料条例（昭和39年水口町条例第27号）の定めるところによる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

付 則（昭和50年条例第34号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則（昭和51年条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和62年条例第24号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則（平成12年条例第27号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成12年条例第66号）

この条例は、公布の日から施行する。